

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
1	八幡平字森鼻	70	103	054		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
2	八幡平字森鼻	62-29	103	077		
3	八幡平字森鼻	62-46	103	094		
4	八幡平字森鼻	62-58	103	106		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
5	八幡平字森鼻	62-200	103	165		
6	八幡平字森鼻	62-203	103	168		
7	八幡平字森鼻	62-109	103	205		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
8	八幡平字森鼻	62-118	103	214		
9	八幡平字森鼻	62-137	103	233		
10	八幡平字森鼻	62-142	103	238		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
11	八幡平字山田	19-1	103	288		
12	八幡平字中野	37-6	105	174		
13	八幡平字中野	38-50	105	216		
14	八幡平字玉内	18-7	103	001		
15	八幡平字森鼻	62-22	103	070		
16	八幡平字森鼻	62-51	103	099		
17	八幡平字森鼻	62-208	103	172		
18	八幡平字森鼻	62-108	103	204		
19	八幡平字森鼻	62-147	103	243		
20	八幡平字森鼻	80	103	409		
21	八幡平字玉内	17-2	103	002		
22	八幡平字玉内	16-1	103	003		
23	八幡平字玉内	32-1	103	004	01	
24	八幡平字玉内	36-1	103	009		
25	八幡平字玉内	40-1	103	011		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
26	八幡平字森鼻	62-33	103	081		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
27	八幡平字森鼻	62-75	103	123		
28	八幡平字森鼻	62-121	103	217		
29	八幡平字森鼻	62-141	103	237		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
30	八幡平字山田	18-1	103	287		
31	八幡平字清水向	56	104	005		
32	八幡平字清水向	51	104	009		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
33	八幡平字駒林	1-1	104	015		
34	八幡平字中野	38-46	105	220		
35	八幡平字玉内	84-1	103	012		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
36	八幡平字森鼻	62-19	103	067		
37	八幡平字森鼻	62-66	103	114		
38	八幡平字森鼻	62-68	103	116		
39	八幡平字森鼻	62-72	103	120		
40	八幡平字森鼻	62-178	103	145		
41	八幡平字森鼻	62-86	103	181		
42	八幡平字森鼻	62-88	103	184		
43	八幡平字森鼻	62-98	103	194		
44	八幡平字森鼻	62-124	103	220		
45	八幡平字森鼻	62-127	103	223		
46	八幡平字森鼻	62-128	103	230		
47	八幡平字森鼻	62-145	103	241		
48	八幡平字下葛岡	35-57	103	326		
49	八幡平字清水向	89-8	103	376		
50	八幡平字下葛岡	93	103	378		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
51	八幡平字下館	46	104	030		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
52	八幡平字下館	47	104	030		
53	八幡平字玉内	85	103	013		
54	八幡平字上玉内	35-1	103	034		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
55	八幡平字上玉内	36	103	039		
56	八幡平字森鼻	62-69	103	117		
57	八幡平字森鼻	62-85	103	180		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
58	八幡平字森鼻	62-126	103	222		
59	八幡平字森鼻	62-149	103	245		
60	八幡平字森鼻	83	103	405		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
61	八幡平字中野	38-3	105	290		
62	八幡平字中野	38-89	105	290		
63	八幡平字玉内	18-1	103	015		
64	八幡平字森鼻	62-214	103	050		
65	八幡平字森鼻	62-48	103	096		
66	八幡平字森鼻	62-183	103	149		
67	八幡平字森鼻	62-130	103	225		
68	八幡平字下葛岡	53	103	366		
69	八幡平字中野	38-79	105	185		
70	八幡平字玉内	22-1	103	016		
71	八幡平字森鼻	62-21	103	069		
72	八幡平字下葛岡	35-52	103	332		
73	八幡平字上玉内	7-2	103	018		
74	八幡平字上玉内	9-1	103	026		
75	八幡平字上玉内	17	103	027		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
76	八幡平字上玉内	19	103	027		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
77	八幡平字上玉内	55	103	027		
78	八幡平字上玉内	21	103	029		
79	八幡平字森鼻	62-32	103	080		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
80	八幡平字森鼻	62-47	103	095		
81	八幡平字森鼻	62-186	103	152		
82	八幡平字森鼻	62-189	103	154		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
83	八幡平字森鼻	62-110	103	206		
84	八幡平字森鼻	62-134	103	229		
85	八幡平字森鼻	62-135	103	231		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
86	八幡平字森鼻	62-143	103	239		
87	八幡平字下葛岡	35-23	103	323		
88	八幡平字下葛岡	56	103	368		
89	八幡平字清水向	89-10	103	372		
90	八幡平字上玉内	1-5	103	027		
91	八幡平字上玉内	1-7	103	027		
92	八幡平字森鼻	62-37	103	085		
93	八幡平字森鼻	62-54	103	102		
94	八幡平字森鼻	62-194	103	159		
95	八幡平字下葛岡	35-54	103	330		
96	八幡平字森鼻	59	103	030		
97	八幡平字森鼻	62-35	103	083		
98	八幡平字森鼻	62-56	103	104		
99	八幡平字森鼻	62-177	103	144		
100	八幡平字森鼻	62-117	103	213		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
101	八幡平字下葛岡	35-58	103	325		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
102	八幡平字上玉内	40	103	032		
103	八幡平字山田	20-1	103	289		
104	八幡平字中野	37-13	105	181		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
105	八幡平字森鼻	1	103	040		
106	八幡平字森鼻	2	103	040		
107	八幡平字森鼻	62-212	103	050		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
108	八幡平字森鼻	62-5	103	051		
109	八幡平字森鼻	62-7	103	052		
110	八幡平字森鼻	62-64	103	112		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
111	八幡平字森鼻	62-101	103	197		
112	八幡平字森鼻	62-136	103	232		
113	八幡平字森鼻	62-138	103	234		
114	八幡平字清水向	1-2	104	027		
115	八幡平字清水向	86	104	027		
116	八幡平字中野	38-60	105	206		
117	八幡平字清水向	89-2	103	043		
118	八幡平字森鼻	62-63	103	111		
119	八幡平字森鼻	62-175	103	143		
120	八幡平字森鼻	62-95	103	191		
121	八幡平字森鼻	62-152	103	248		
122	八幡平字中野	38-61	105	205		
123	八幡平字森鼻	62-213	103	050		
124	八幡平字森鼻	62-14	103	062		
125	八幡平字森鼻	62-133	103	228		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
126	八幡平字森鼻	62-215	103	050		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
127	八幡平字森鼻	62-216	103	050		
128	八幡平字森鼻	62-217	103	050		
129	八幡平字森鼻	62-8	103	053		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
130	八幡平字森鼻	62-39	103	087		
131	八幡平字森鼻	62-84	103	179		
132	八幡平字森鼻	62-9	103	056		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
133	八幡平字森鼻	62-60	103	108		
134	八幡平字森鼻	62-10	103	057		
135	八幡平字北の林	103	105	594		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
136	八幡平字北の林	101	105	595		
137	八幡平字北の林	100	105	596		
138	八幡平字森鼻	71	103	058		
139	八幡平字森鼻	62-25	103	073		
140	八幡平字森鼻	62-70	103	118		
141	八幡平字森鼻	62-102	103	198		
142	八幡平字下葛岡	35-40	103	302		
143	八幡平字下葛岡	52	103	366		
144	八幡平字下葛岡	57	103	368		
145	八幡平字清水向	47	104	019		
146	八幡平字下館	38	104	030		
147	八幡平字下館	40-1	104	030		
148	八幡平字森鼻	62-12	103	060		
149	八幡平字森鼻	62-190	103	155		
150	八幡平字森鼻	62-211	103	175		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
151	八幡平字森鼻	62-139	103	235		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
152	八幡平字山田	16-1	103	285		
153	八幡平字下葛岡	35-48	103	295		
154	八幡平字森鼻	62-13	103	061		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
155	八幡平字森鼻	62-79	103	127		
156	八幡平字森鼻	62-179	103	146		
157	八幡平字森鼻	62-104	103	200		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
158	八幡平字下葛岡	35-55	103	329		
159	八幡平字森鼻	62-16	103	064		
160	八幡平字森鼻	62-50	103	098		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
161	八幡平字森鼻	62-105	103	201		
162	八幡平字森鼻	62-17	103	065		
163	八幡平字森鼻	62-76	103	124		
164	八幡平字森鼻	62-122	103	218		
165	八幡平字下葛岡	35-56	103	327		
166	八幡平字下葛岡	54	103	367		
167	八幡平字森鼻	62-20	103	068		
168	八幡平字森鼻	62-43	103	091		
169	八幡平字森鼻	62-181	103	148		
170	八幡平字森鼻	62-195	103	160		
171	八幡平字森鼻	62-92	103	188		
172	八幡平字森鼻	62-153	103	249		
173	八幡平字赤渕	310	104	014		
174	八幡平字清水向	1-3	104	031		
175	八幡平字森鼻	62-26	103	074		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
176	八幡平字森鼻	62-42	103	090		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
177	八幡平字森鼻	62-91	103	187		
178	八幡平字下館	30-2	104	040		
179	八幡平字森鼻	62-27	103	075		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
180	八幡平字森鼻	62-78	103	126		
181	八幡平字森鼻	62-210	103	174		
182	八幡平字森鼻	62-113	103	209		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
183	八幡平字森鼻	62-132	103	227		
184	八幡平字森鼻	62-28	103	076		
185	八幡平字森鼻	62-73	103	121		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
186	八幡平字森鼻	62-207	103	171		
187	八幡平字森鼻	62-106	103	202		
188	八幡平字清水向	89-11	103	370		
189	八幡平字森鼻	62-30	103	078		
190	八幡平字森鼻	62-71	103	119		
191	八幡平字森鼻	62-90	103	186		
192	八幡平字森鼻	77	103	413		
193	八幡平字中野	38-78	105	188		
194	八幡平字森鼻	62-34	103	082		
195	八幡平字森鼻	62-49	103	097		
196	八幡平字森鼻	62-114	103	210		
197	八幡平字森鼻	62-148	103	244		
198	八幡平字清水向	89-12	103	369		
199	八幡平字森鼻	87	103	402		
200	八幡平字中野	38-4	105	289		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
201	八幡平字中野	38-92	105	289		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
202	八幡平字森鼻	62-36	103	084		
203	八幡平字森鼻	62-57	103	105		
204	八幡平字森鼻	62-201	103	166		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
205	八幡平字森鼻	62-119	103	215		
206	八幡平字森鼻	62-146	103	242		
207	八幡平字森鼻	62-38	103	086		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
208	八幡平字森鼻	62-62	103	110		
209	八幡平字森鼻	62-187	103	153		
210	八幡平字森鼻	62-103	103	199		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
211	八幡平字森鼻	62-151	103	247		
212	八幡平字赤渕	41	104	014		
213	八幡平字下館	22	104	046		
214	八幡平字下館	19	104	047		
215	八幡平字中野	38-62	105	204		
216	八幡平字森鼻	62-185	103	151		
217	八幡平字森鼻	62-96	103	192		
218	八幡平字森鼻	62-131	103	226		
219	八幡平字森鼻	62-52	103	100		
220	八幡平字森鼻	62-180	103	147		
221	八幡平字森鼻	62-107	103	203		
222	八幡平字清水向	2	104	028		
223	八幡平字森鼻	62-65	103	113		
224	八幡平字森鼻	62-67	103	115		
225	八幡平字森鼻	62-87	103	182		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
226	八幡平字森鼻	62-89	103	185		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
227	八幡平字森鼻	62-74	103	122		
228	八幡平字森鼻	62-199	103	164		
229	八幡平字森鼻	62-120	103	216		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
230	八幡平字下館	17-1	104	034		
231	八幡平字森鼻	62-77	103	125		
232	八幡平字森鼻	62-209	103	173		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
233	八幡平字森鼻	62-123	103	219		
234	八幡平字森鼻	62-150	103	246		
235	八幡平字下葛岡	92-1	103	378		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
236	八幡平字森鼻	62-206	103	170		
237	八幡平字下葛岡	35-49	103	294		
238	八幡平字下葛岡	215	104	076		
239	八幡平字堀合	110-1	104	131		
240	八幡平字堀合	92	104	131		
241	八幡平字飛鳥平	4-1	105	013		
242	八幡平字飛鳥平	4-3	105	024		
243	八幡平字飛鳥平	4-4	105	024		
244	八幡平字飛鳥平	84-155	105	024		
245	八幡平字飛鳥平	84-156	105	024		
246	八幡平字飛鳥平	85	105	038		
247	八幡平字北の林	48-3	105	066		
248	八幡平字中野	76	105	133		
249	八幡平字中野	24-1	105	135		
250	八幡平字中野	5	105	147		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
251	八幡平字沢田	19-1	105	150		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
252	八幡平字沢田	19-2	105	150		
253	八幡平字沢田	23	105	150		
254	八幡平字沢田	21	105	151		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
255	八幡平字沢田	22	105	151		
256	八幡平字飛鳥平	84-28	105	357		
257	八幡平字中野	84	105	521		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
258	八幡平字中野	4	105	531		
259	八幡平字歌内	50	106	081		
260	八幡平字下葛岡	35-47	103	296		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
261	八幡平字下葛岡	200	104	252		
262	八幡平字下葛岡	35-46	103	297		
263	八幡平字飛鳥平	84-63	105	405		
264	八幡平字飛鳥平	84-64	105	408		
265	八幡平字中野	63	105	506		
266	八幡平字下葛岡	35-45	103	298		
267	八幡平字中野	86	105	517		
268	八幡平字下葛岡	35-44	103	299		
269	八幡平字下館	9-4	104	063		
270	八幡平字大搦	14	105	095		
271	八幡平字大搦	15	105	095		
272	八幡平字北の林	82	105	583		
273	八幡平字下葛岡	35-42	103	300		
274	八幡平字飛鳥平	84-5	105	382		
275	八幡平字下葛岡	148	105	476		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
276	八幡平字下葛岡	35-43	103	301		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
277	八幡平字大搦	80	105	095		
278	八幡平字飛鳥平	84-45	105	374		
279	八幡平字中野	87	105	518		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
280	八幡平字大搦	78	105	541		
281	八幡平字下葛岡	35-41	103	303		
282	八幡平字上葛岡	10	104	106		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
283	八幡平字大搦	27	105	115		
284	八幡平字中野	8	105	127		
285	八幡平字中野	33	105	127		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
286	八幡平字大搦	35-54	105	327		
287	八幡平字大搦	35-55	105	328		
288	八幡平字下葛岡	35-38	103	304		
289	八幡平字大搦	37	105	534		
290	八幡平字下葛岡	35-37	103	306		
291	八幡平字下葛岡	35-36	103	307		
292	八幡平字大搦	48	105	549		
293	八幡平字下葛岡	35-34	103	309		
294	八幡平字中野	41	105	493		
295	八幡平字大搦	77	105	542		
296	八幡平字下葛岡	35-31	103	313		
297	八幡平字歌内	70-6	104	184		
298	八幡平字中野	50	105	168		
299	八幡平字中野	38-34	105	231		
300	八幡平字下葛岡	176-1	105	446		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
301	八幡平字下葛岡	166-1	105	448		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
302	八幡平字下葛岡	175-2	105	451		
303	八幡平字大搦	84	105	568		
304	八幡平字下葛岡	35-29	103	314		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
305	八幡平字中野	38-63	105	203		
306	八幡平字飛鳥平	84-48	105	377		
307	八幡平字下葛岡	35-32	103	315		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
308	八幡平字下葛岡	35-28	103	317		
309	八幡平字下葛岡	232	104	212		
310	八幡平字下葛岡	35-27	103	318		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
311	八幡平字飛鳥平	84-53	105	391		
312	八幡平字中野	67	105	510		
313	八幡平字下葛岡	35-16	103	343		
314	八幡平字北の林	88	105	578		
315	八幡平字下鷲の巣	68-2	106	060		
316	八幡平字下葛岡	35-15	103	344		
317	八幡平字堀合	2	104	148		
318	八幡平字堀合	3	104	148		
319	八幡平字下葛岡	251	104	196		
320	八幡平字飛鳥平	84-55	105	393		
321	八幡平字大搦	51	105	546		
322	八幡平字下葛岡	35-14	103	347		
323	八幡平字下葛岡	224	104	246		
324	八幡平字中野	53	105	498		
325	八幡平字大搦	76	105	543		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
326	八幡平字下葛岡	35-13	103	348		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
327	八幡平字下葛岡	35-7	103	357		
328	八幡平字上葛岡	9-1	104	107		
329	八幡平字飛鳥平	84-59	105	397		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
330	八幡平字飛鳥平	84-60	105	400		
331	八幡平字飛鳥平	84-61	105	401		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
332	八幡平字下葛岡	35-9	103	354		
333	八幡平字飛鳥平	84-35	105	364		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
334	八幡平字大搦	61	105	559		
335	八幡平字下葛岡	35-8	103	356		
336	八幡平字下葛岡	188	104	227		
337	八幡平字飛鳥平	84-24	105	036		
338	八幡平字北の林	31-26	105	045		
339	八幡平字中野	78	105	138		
340	八幡平字中野	79	105	139		
341	八幡平字清水向	1-1	104	022		
342	八幡平字下館	33	104	030		
343	八幡平字下葛岡	180-1	105	152		
344	八幡平字中野	38-36	105	229		
345	八幡平字大搦	35-61	105	334		
346	八幡平字下館	34	104	030		
347	八幡平字下館	42	104	030		
348	八幡平字中野	38-13	105	253		
349	八幡平字飛鳥平	84-58	105	396		
350	八幡平字下館	37	104	030		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
351	八幡平字飛鳥平	11	105	031		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
352	八幡平字中野	38-29	105	238		
353	八幡平字大搦	35-51	105	324		
354	八幡平字大搦	35-52	105	325		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
355	八幡平字下館	39	104	030		
356	八幡平字堀合	8-1	104	148		
357	八幡平字大里	32	104	175		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
358	八幡平字歌内	70-13	104	191		
359	八幡平字歌内	70-14	104	191		
360	八幡平字飛鳥平	3	105	023		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
361	八幡平字中野	38-42	105	223		
362	八幡平字下館	45	104	030		
363	八幡平字下葛岡	301-1	104	105		
364	八幡平字大里上田表	16	104	125		
365	八幡平字大里上田表	18	104	126		
366	八幡平字中野	38-22	105	245		
367	八幡平字飛鳥平	84-26	105	355		
368	八幡平字中野	51	105	497		
369	八幡平字下鷺の巣	24-1	106	055		
370	八幡平字下鷺の巣	25-1	106	056		
371	八幡平字下館	24	104	037		
372	八幡平字中野	37-15	105	183		
373	八幡平字中野	38-80	105	184		
374	八幡平字飛鳥平	84-10	105	387		
375	八幡平字中野	49	105	496		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
376	八幡平字下館	26	104	043		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
377	八幡平字中野	38-24	105	243		
378	八幡平字歌内	56-2	106	075		
379	八幡平字下館	28-1	104	043		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
380	八幡平字下館	27	104	044		
381	八幡平字北の林	31-9	105	040		
382	八幡平字下館	20	104	048		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
383	八幡平字下葛岡	173	105	161		
384	八幡平字飛鳥平	84-30	105	359		
385	八幡平字下館	12	104	055		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
386	八幡平字下館	9-9	104	063		
387	八幡平字下葛岡	183	104	236		
388	八幡平字中野	38-7	105	260		
389	八幡平字大搦	35-46	105	319		
390	八幡平字中野	55	105	501		
391	八幡平字下葛岡	119-4	104	069		
392	八幡平字下葛岡	36-4	104	079		
393	八幡平字北の林	108	105	088		
394	八幡平字北の林	109	105	088		
395	八幡平字中野	38-21	105	246		
396	八幡平字北の林	107	105	590		
397	八幡平字下葛岡	284-2	104	080		
398	八幡平字北の林	39	105	061		
399	八幡平字北の林	41-1	105	062		
400	八幡平字北の林	40	105	063		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
401	八幡平字中野	7-3	105	122		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
402	八幡平字中野	38-9	105	258		
403	八幡平字飛鳥平	84-41	105	370		
404	八幡平字下葛岡	156-14	105	484		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
405	八幡平字下葛岡	156-13	105	486		
406	八幡平字北の林	84	105	582		
407	八幡平字下葛岡	36-3	104	081		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
408	八幡平字下葛岡	299-1	104	104		
409	八幡平字飛鳥平	84-49	105	378		
410	八幡平字下葛岡	25-1	104	086		
411	八幡平字堀合	37	104	135		
412	八幡平字堀合	38	104	135		
413	八幡平字中野	38-44	105	186		
414	八幡平字大搦	35-20	105	269		
415	八幡平字大搦	35-53	105	326		
416	八幡平字大搦	46	105	551		
417	八幡平字上葛岡	1-1	104	108		
418	八幡平字中野	73	105	130		
419	八幡平字中野	74	105	131		
420	八幡平字中野	38-73	105	193		
421	八幡平字大搦	35-27	105	266		
422	八幡平字大搦	35-145	105	280		
423	八幡平字上葛岡	6-1	104	110		
424	八幡平字上葛岡	7	104	112		
425	八幡平字飛鳥平	8	105	026		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
426	八幡平字上葛岡	11	104	115		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
427	八幡平字堀合	45	104	140		
428	八幡平字堀合	18	104	141		
429	八幡平字大里	118-1	104	166		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
430	八幡平字下葛岡	268-5	104	276		
431	八幡平字飛鳥平	7	105	022		
432	八幡平字下葛岡	175-1	105	154		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
433	八幡平字中野	37-5	105	175		
434	八幡平字大搦	35-45	105	318		
435	八幡平字飛鳥平	84-50	105	388		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
436	八幡平字飛鳥平	84-51	105	389		
437	八幡平字北の林	86	105	580		
438	八幡平字下鷺の巣	66	106	057		
439	八幡平字上葛岡	35-1	104	121		
440	八幡平字北の林	99	105	597		
441	八幡平字北の林	97	105	598		
442	八幡平字上葛岡	35-3	104	124		
443	八幡平字大搦	35-143	105	287		
444	八幡平字大搦	35-43	105	316		
445	八幡平字大搦	83	105	567		
446	八幡平字大搦	68	105	571		
447	八幡平字堀合	1	104	145		
448	八幡平字中野	38-64	105	202		
449	八幡平字大搦	35-63	105	336		
450	八幡平字大搦	49	105	548		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
451	八幡平字大里上田表	41-1	104	147		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
452	八幡平字鳥居平	1-3	104	193		
453	八幡平字中野	38-16	105	249		
454	八幡平字中野	43	105	491		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
455	八幡平字鳥居平	26-1	104	169		
456	八幡平字下葛岡	280	104	285		
457	八幡平字大搦	3	105	073		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
458	八幡平字大搦	16	105	095		
459	八幡平字大搦	17	105	095		
460	八幡平字大搦	13-1	105	096		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
461	八幡平字大搦	13-2	105	096		
462	八幡平字大搦	19	105	096		
463	八幡平字大搦	20	105	096		
464	八幡平字大搦	21	105	096		
465	八幡平字大搦	22	105	096		
466	八幡平字大搦	12	105	119		
467	八幡平字中野	38-41	105	224		
468	八幡平字飛鳥平	84-54	105	392		
469	八幡平字大搦	18	105	540		
470	八幡平字大搦	52	105	545		
471	八幡平字歌内	57	106	086		
472	八幡平字大里	140	104	157		
473	八幡平字下葛岡	199-1	104	248		
474	八幡平字下葛岡	199-3	104	249		
475	八幡平字北の林	31-3	105	079		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
476	八幡平字大里	113	104	169		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
477	八幡平字大里	103	104	170		
478	八幡平字鳥居平	27-5	104	170		
479	八幡平字北の林	51-1	105	072		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
480	八幡平字北の林	52	105	072		
481	八幡平字大搦	32	105	123		
482	八幡平字飛鳥平	84-34	105	363		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
483	八幡平字鳥居平	26-3	104	171		
484	八幡平字大里	35	104	172		
485	八幡平字中野	38-47	105	219		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
486	八幡平字飛鳥平	84-32	105	361		
487	八幡平字中野	68	105	511		
488	八幡平字歌内	46	106	080		
489	八幡平字大里	34	104	174		
490	八幡平字中野	38-54	105	212		
491	八幡平字中野	38-26	105	241		
492	八幡平字大搦	38	105	533		
493	八幡平字歌内	70-5	104	183		
494	八幡平字下葛岡	186	104	229		
495	八幡平字中野	70	105	513		
496	八幡平字歌内	70-7	104	185		
497	八幡平字中野	23	105	135		
498	八幡平字中野	16	105	137		
499	八幡平字中野	81	105	138		
500	八幡平字中野	17	105	141		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
501	八幡平字中野	38-69	105	197		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
502	八幡平字下葛岡	252-1	104	195		
503	八幡平字下葛岡	241	104	202		
504	八幡平字下葛岡	266	104	271		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
505	八幡平字大搦	35-62	105	335		
506	八幡平字下葛岡	286-1	104	277		
507	八幡平字下葛岡	285-1	104	299		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
508	八幡平字中野	38-11	105	255		
509	八幡平字飛鳥平	84-56	105	394		
510	八幡平字中野	88	105	519		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
511	八幡平字大搦	85	105	569		
512	八幡平字下葛岡	276	104	289		
513	八幡平字中野	38-32	105	233		
514	八幡平字飛鳥平	84-43	105	372		
515	八幡平字大搦	60	105	560		
516	八幡平字下葛岡	306-1	104	304		
517	八幡平字中野	38-51	105	215		
518	八幡平字大搦	35-47	105	320		
519	八幡平字中野	38-52	105	214		
520	八幡平字下葛岡	156-15	105	485		
521	八幡平字中野	46	105	488		
522	八幡平字中野	48	105	495		
523	八幡平字鳥居平	66	105	011		
524	八幡平字中野	38-12	105	254		
525	八幡平字飛鳥平	84-31	105	360		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
526	八幡平字飛鳥平	84-57	105	395		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
527	八幡平字飛鳥平	84-18	105	016		
528	八幡平字中野	37-2	105	170		
529	八幡平字中野	69	105	512		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
530	八幡平字飛鳥平	84-20	105	018		
531	八幡平字飛鳥平	84-21	105	019		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
532	八幡平字飛鳥平	9-1	105	030		
533	八幡平字飛鳥平	10-1	105	030		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
534	八幡平字飛鳥平	10-2	105	030		
535	八幡平字飛鳥平	10-3	105	030		
536	八幡平字飛鳥平	84-22	105	030		
537	八幡平字大柳	73	106	022		
538	八幡平字歌内	71-1	106	069		
539	八幡平字飛鳥平	12	105	032		
540	八幡平字飛鳥平	86	105	034		
541	八幡平字北の林	96	105	056		
542	八幡平字中野	37-14	105	182		
543	八幡平字北の林	31-4	105	080		
544	八幡平字北の林	31-5	105	089		
545	八幡平字北の林	31-27	105	354		
546	八幡平字下葛岡	172	105	159		
547	八幡平字中野	38-33	105	232		
548	八幡平字下葛岡	156-4	105	469		
549	八幡平字下鷺の巣	75	106	012		
550	八幡平字歌内	56-3	106	075		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
551	八幡平字歌内	53-2	106	076		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
552	八幡平字歌内	54-1	106	077		
553	八幡平字中野	37-1	105	169		
554	八幡平字大搦	35-17	105	274		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
555	八幡平字大搦	35-24	105	277		
556	八幡平字中野	42	105	492		
557	八幡平字大搦	72	105	574		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
558	八幡平字下鷺の巣	63	106	059		
559	八幡平字大搦	28	105	117		
560	八幡平字中野	38-5	105	262		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
561	八幡平字大搦	35-35	105	295		
562	八幡平字大搦	35-49	105	322		
563	八幡平字大搦	35-50	105	323		
564	八幡平字北の林	89	105	577		
565	八幡平字中野	80	105	137		
566	八幡平字大搦	35-137	105	284		
567	八幡平字大搦	35-40	105	312		
568	八幡平字下葛岡	180-3	105	153		
569	八幡平字中野	38-53	105	213		
570	八幡平字中野	45	105	489		
571	八幡平字中野	3	105	530		
572	八幡平字中野	37-10	105	178		
573	八幡平字歌内	17	106	068		
574	八幡平字中野	38-75	105	191		
575	八幡平字中野	38-67	105	199		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
576	八幡平字中野	38-59	105	207		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
577	八幡平字大搦	45	105	552		
578	八幡平字中野	38-45	105	221		
579	八幡平字飛鳥平	84-29	105	358		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
580	八幡平字大搦	41	105	537		
581	八幡平字中野	38-43	105	222		
582	八幡平字飛鳥平	84-27	105	356		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
583	八幡平字中野	64	105	507		
584	八幡平字中野	38-37	105	228		
585	八幡平字飛鳥平	84-3	105	380		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
586	八幡平字北の林	78	105	587		
587	八幡平字中野	38-27	105	240		
588	八幡平字北の林	77	105	588		
589	八幡平字中野	38-25	105	242		
590	八幡平字中野	38-23	105	244		
591	八幡平字大搦	35-56	105	329		
592	八幡平字中野	40	105	494		
593	八幡平字中野	38-8	105	259		
594	八幡平字中野	38-6	105	261		
595	八幡平字大搦	35-25	105	268		
596	八幡平字大搦	35-125	105	278		
597	八幡平字大搦	35-133	105	282		
598	八幡平字大搦	35-38	105	309		
599	八幡平字飛鳥平	84-47	105	376		
600	八幡平字飛鳥平	84-7	105	384		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
601	八幡平字大搦	66-1	105	554		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
602	八幡平字飛鳥平	84-9	105	386		
603	八幡平字飛鳥平	84-149	105	386		
604	八幡平字飛鳥平	84-150	105	386		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
605	八幡平字歌内	11-2	106	005		
606	八幡平字下葛岡	166-2	105	447		
607	八幡平字中野	28	105	487		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
608	八幡平字下葛岡	35-35	103	311		
609	八幡平字飛鳥平	84-46	105	375		
610	八幡平字下葛岡	178	105	444		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
611	八幡平字中野	44	105	490		
612	八幡平字北の林	85	105	581		
613	八幡平字大搦	81	105	566		
614	八幡平字北の林	91	105	575		
615	八幡平字北の林	90	105	576		
616	八幡平字歌内	47-1	106	087		
617	八幡平字北の林	79	105	586		
618	八幡平字鷺の巣	44	106	024		
619	八幡平字鷺の巣	103	106	176		
620	八幡平字鷺の巣	114-4	106	177		
621	八幡平字尻無沢	2-7	107	025		
622	八幡平字鷺の巣	45	106	024		
623	八幡平字鷺の巣	114-9	106	130		
624	八幡平字鷺の巣	114-8	106	134		
625	八幡平字尻無沢	2-9	107	027		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
626	八幡平字尻無沢	24-6	107	032		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
627	八幡平字尻無沢	24-1	107	033		
628	八幡平字尻無沢	24-2	107	033		
629	八幡平字尻無沢	24-4	107	033		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
630	八幡平字尻無沢	35-9	107	162		
631	八幡平字大柳	59-1	106	025		
632	八幡平字大柳	39-1	106	026		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
633	八幡平字大柳	44	106	027		
634	八幡平字大柳	45-1	106	028		
635	八幡平字大柳	60-1	106	031		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
636	八幡平字大柳	66-1	106	031		
637	八幡平字小豆沢	127-2	106	175		
638	八幡平字尻無沢	26-3	107	034		
639	八幡平字尻無沢	26-5	107	034		
640	八幡平字尻無沢	27-6	107	034		
641	八幡平字尻無沢	27-1	107	034		
642	八幡平字尻無沢	2-62	107	045		
643	八幡平字尻無沢	26-2	107	088		
644	八幡平字尻無沢	27-2	107	089		
645	八幡平字尻無沢	2-23	107	096		
646	八幡平字尻無沢	27-3	107	097		
647	八幡平字尻無沢	35-11	107	163		
648	八幡平字尻無沢	2-41	107	164		
649	八幡平字尻無沢	2-45	107	167		
650	八幡平字尻無沢	35-8	107	173		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
651	八幡平字大柳	56-1	106	028		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
652	八幡平字大柳	55-1	106	029		
653	八幡平字鷺の巣	23	106	038		
654	八幡平字鷺の巣	28	106	038		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
655	八幡平字下鷺の巣	1	106	112		
656	八幡平字尻無沢	2-63	107	044		
657	八幡平字尻無沢	2-17	107	060		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
658	八幡平字小豆沢	20-1	106	042		
659	八幡平字尻無沢	2-25	107	078		
660	八幡平字尻無沢	2-91	107	085		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
661	八幡平字尻無沢	19-2	107	091		
662	八幡平字尻無沢	19-1	107	095		
663	八幡平字尻無沢	19-4	107	100		
664	八幡平字尻無沢	18-3	107	101		
665	八幡平字尻無沢	17	107	102		
666	八幡平字尻無沢	2-26	107	106		
667	八幡平字尻無沢	18-1	107	110		
668	八幡平字尻無沢	35-4	107	162		
669	八幡平字尻無沢	2-11	107	039		
670	八幡平字尻無沢	2-40	107	040		
671	八幡平字尻無沢	35-6	107	162		
672	八幡平字小豆沢	47	106	047		
673	八幡平字尻無沢	2-30	107	131		
674	八幡平字尻無沢	35-1	107	162		
675	八幡平字志和前	32-1	107	183		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
676	八幡平字堂の上	80-2	107	187		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
677	八幡平字堂の上	81-1	107	187		
678	八幡平字堂の上	81-2	107	187		
679	八幡平字小豆沢	45-1	106	048		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
680	八幡平字鷺の巣	99-1	106	122		
681	八幡平字鷺の巣	108-1	106	124		
682	八幡平字鷺の巣	107-1	106	125		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
683	八幡平字鷺の巣	107-3	106	125		
684	八幡平字鷺の巣	83-1	106	157		
685	八幡平字鷺の巣	105	106	170		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
686	八幡平字鷺の巣	102	106	171		
687	八幡平字鷺の巣	101	106	173		
688	八幡平字鷺の巣	104	106	179		
689	八幡平字鷺の巣	114-5	106	180		
690	八幡平字鷺の巣	114-1	106	187		
691	八幡平字尻無沢	2-60	107	048		
692	八幡平字尻無沢	2-61	107	048		
693	八幡平字歌内	60-1	106	106		
694	八幡平字歌内	60-3	106	113		
695	八幡平字歌内	60-4	106	113		
696	八幡平字鷺の巣	110-1	106	117		
697	八幡平字鷺の巣	98-1	106	119		
698	八幡平字鷺の巣	114-2	106	191		
699	八幡平字鷺の巣	109-1	106	123		
700	八幡平字尻無沢	29-1	107	073		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
701	八幡平字尻無沢	32-3	107	073		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
702	八幡平字尻無沢	28-1	107	097		
703	八幡平字尻無沢	28-2	107	097		
704	八幡平字尻無沢	4-1	107	121		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
705	八幡平字尻無沢	35-5	107	162		
706	八幡平字尻無沢	34-13	107	187		
707	八幡平字鷺の巣	114-13	106	133		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
708	八幡平字鷺の巣	114-6	106	181		
709	八幡平字尻無沢	2-65	107	042		
710	八幡平字鷺の巣	90-1	106	160		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
711	八幡平字尻無沢	21-1	107	012		
712	八幡平字尻無沢	2-8	107	026		
713	八幡平字尻無沢	30-1	107	073		
714	八幡平字尻無沢	30-2	107	073		
715	八幡平字尻無沢	2-21	107	080		
716	八幡平字尻無沢	2-85	107	098		
717	八幡平字尻無沢	35-10	107	163		
718	八幡平字尻無沢	2-44	107	168		
719	八幡平字尻無沢	2-42	107	169		
720	八幡平字尻無沢	23-1	107	013		
721	八幡平字尻無沢	2-50	107	077		
722	八幡平字尻無沢	2-22	107	077	01	
723	八幡平字尻無沢	2-87	107	104		
724	八幡平字尻無沢	2-36	107	147		
725	八幡平字尻無沢	2-5	107	022		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

1

対象森林						経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	小班	枝番	
726	八幡平字尻無沢	2-59	107	048		○間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施する。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとし、下刈り、除伐等を実施する。
727	八幡平字尻無沢	25-4	107	091		
728	八幡平字尻無沢	25-6	107	091		
729	八幡平字尻無沢	25-1	107	100		○主伐後の植栽については、地拵え後、鹿角市森林整備計画に基づいた密度(スギの場合1,500～3,000本/ha)で植付ける。また、鳥獣害防止施設の設置が必要な場合は、設置及び維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、原則年1回、鳥獣害防止施設周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。
730	八幡平字尻無沢	35-2	107	162		
731	八幡平字尻無沢	2-66	107	029		
732	八幡平字尻無沢	2-15	107	063		○各施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
733	八幡平字尻無沢	16	107	116		
734	八幡平字尻無沢	11	107	125		
735	八幡平字鷺の巣	46	106	022		○火災、病虫害及び気象害の予防のため、原則年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
736	八幡平字尻無沢	35-3	107	162		
737	八幡平字尻無沢	2-16	107	061		
738	八幡平字志和前	33-1	107	183		
739	八幡平字堂の上	76	107	188		
740	八幡平字尻無沢	2-93	107	086		
741	八幡平字尻無沢	2-27	107	108		
742	八幡平字尻無沢	13	107	115		
743	八幡平字尻無沢	12	107	124		
744	八幡平字尻無沢	6	107	135		
745	八幡平字尻無沢	2-47	107	145		
746	八幡平字尻無沢	2-95	107	145		
747	八幡平字尻無沢	2-38	107	146		
748	八幡平字尻無沢	2-46	107	146		
749	八幡平字志和前	6-1	107	176		
750	八幡平字志和前	24-1	107	179		

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

R3

[illegible]